

■ オンライン資格確認の円滑化へご協力をお願い

マイナ保険証による資格確認とデータ登録について

- ・厚生労働省から「マイナ保険証で受診しオンライン資格確認を行ったところ、最新の資格情報が登録されず『**資格無効**』と表示される事態が発生している」との通知がありました。
- ・また、会計検査院から「**現状に即したデータ登録が行われていない**」との指摘もあることから、マイナ保険証利用への円滑な移行に向け、下記対応へのご協力をお願いいたします。

資格取得者にマイナ保険証の利用時期を周知

- ① マイナンバー等が正確に記入された資格取得届等の**データ登録が完了後**マイナ保険証での受診が可能となること
- ② 正確な情報が記載された届出書の場合、5日以内にデータ登録が完了すること
- ③ 資格取得届等には法令上マイナンバーの記載が求められ、**正確な情報の記載がない**場合、データ登録に相当の期間が必要、その間**マイナ保険証は利用不可**
- ④ 資格取得後、初めてマイナ保険証で受診する場合、事前に**マイナポータルにアクセスして、資格情報を確認**すること

R.6.12/2以降、健康保険証廃止後の対応

- ① 資格取得届等のデータ登録完了後、健保より「**資格情報のお知らせ**」を送付します
- ② 「**資格情報のお知らせ**」が届いてからマイナ保険証による受診が可能となります
- ③ 資格取得届等に、正確な情報の記載がない場合、データ登録完了まで相当の期間が必要となり、その間マイナ保険証は利用できません
- ④ 一定期間経過後もデータ登録が完了しない場合、職権で「**資格確認書**」を交付する場合があります(有効期間は1ヶ月以下)。交付後は、有効期限までにマイナンバーなど必要情報の提出を促して下さい